

産前産後期間相当分（4ヵ月）の国民健康保険税が軽減されます！

対象となる方・受付期間

- 令和5年11月1日以降に出産予定又は出産した国民健康保険被保険者の方が対象です。
妊娠85日（4ヵ月）以上の出産が対象です（死産、流産、早産及び人工妊娠中絶の場合も含みます）。
- 出産予定日の6ヵ月前から届出ができます。出産後の届出も可能です。

国民健康保険税の減額

- その年度に納める保険税の所得割額と均等割額から、出産予定月（又は出産月）の前月から出産予定月（又は出産月）の翌々月（以下「産前産後期間」といいます。）相当分が減額されます。

	3ヶ月前	2ヶ月前	1ヶ月前	1ヶ月後	2ヶ月後	3ヶ月後
単胎の方			出産予定月			
多胎の方			出産予定月			

※多胎妊娠の場合は出産予定月（又は出産月）の3ヵ月前から6ヵ月相当分が減額されます。

- 令和5年度においては、産前産後期間のうち令和6年1月以降の期間の分だけ、保険税が減額されます。

令和5年8月	9月	10月	11月	12月	令和6年1月	2月
		出産予定月				

※令和5年11月に出産した場合、令和6年1月相当分の保険税が減額されます。令和6年1月より前の期間については減額の対象とはなりません。

 ・・・対象期間

- 保険税が減額された場合、払いすぎになった保険税は還付されます。

届出に必要な書類

- ・ 産前産後期間に係る国民健康保険税軽減届出書
- ・ 出産予定日又は出産日を確認できるもの（母子健康手帳など）
※多胎妊娠の場合は、多胎妊娠の事実を確認することができる書類
- ・ 世帯主と出産する方のマイナンバー（個人番号）が確認できるもの
- ・ 届出される方の本人確認ができるもの（マイナンバーカードや運転免許証）

届出先

美唄市市民課国民健康保険係 TEL 0126-62-3144